

[第三者評価事業対象事業：サービスの種別]

区 分	サービス区分	サービスの種別
施 設	児童福祉施設	保育所 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設
		障害児施設（知的障害児(通園)施設、 肢体不自由児施設、肢体不自由児療護 施設、重症心身障害児(通園)施設)
	老人福祉施設	養護老人ホーム 軽費老人ホーム 特別養護老人ホーム
	身体障害者福祉施設・事業	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所・通所) 身体障害者小規模授産施設 身体障害者デイサービス事業
	知的障害者福祉施設・事業	知的障害者更生施設(入所・通所) 知的障害者授産施設(入所・通所) 知的障害者小規模授産施設 知的障害者デイサービス事業
	生活保護施設	救護施設

※障害者自立支援法に基づく新たな障害福祉サービスへの移行に伴い、「サービスの種別」の事業等の変更を行った事業所については、変更後のサービス種別名称で区分することとする。

[評価料]

サービス区分	サービスの種類	評価料	備考
児童福祉施設	保育所 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設	300,000 円	
	障害児施設	350,000 円	
老人福祉施設	養護老人ホーム 軽費老人ホーム	300,000 円	
	特別養護老人ホーム	350,000 円	
身体障害者福祉施設・事業	身体障害者更生施設・授産施設(通所) 身体障害者小規模授産施設 身体障害者デイサービス事業	300,000 円	
	身体障害者更生施設(入所) 身体障害者療護施設(入所) 身体障害者授産施設(入所)	350,000 円	
知的障害者福祉施設・事業	知的障害者更生・授産施設(通所) 知的障害者小規模授産施設 知的障害者デイサービス事業	300,000 円	
	知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所)	350,000 円	
生活保護施設	救護施設	350,000 円	

平成19年12月1日現在